

## 岡山県子ども災害見舞金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、岡山県の区域内で発生した災害により被害を受けた子どもを養育している者に対し、子ども災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより、家庭等における子どもの生活の安定に寄与し、その健やかな成長に資することを目的とする。

### (受給者の責務)

第2条 見舞金の支給を受けた者は、見舞金が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 施設入所等児童 次に掲げる子どもをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法第6条の4に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている子ども（内閣府令で定める短期間の委託をされている者を除く。）

イ 児童福祉法第24条の2第1項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している子ども（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除く。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により同法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している子ども（内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者（父又は母がその子である子どもと同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である子どもを除く。）に限る。）

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）若しくは同条第3項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している子ども（内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者（父又は母がその子である子どもと同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である子どもを除く。）に限る。）

(支給対象となる災害)

第4条 見舞金の支給対象となる災害は、岡山県の区域内で発生した暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、落雷その他異常な自然現象による災害とする。このうち、暴風及び豪雨による被災については、原則として次の基準に達したものを見舞金の支給の対象とする。ただし、この基準に達しない場合においても、当該災害により当該災害が発生した区域以外の岡山県の区域において第6条に規定する支給対象者に該当する者が出た場合は、当該事案の内容を個々に検討し支給する。

区 分	基 準
暴 風	最大風速（平均最大風速）が15m以上のもの
豪 雨	最大24時間雨量が80mm以上のもの。ただし、最大24時間雨量が80mm未満であっても時間雨量等が特に大きいものを含む。

(支給対象となる被害)

第5条 見舞金の支給対象となる被害は、現に自己の生活の本拠として住居の用に供している建物の全壊、大規模半壊、半壊、又は床上浸水とする。

(支給対象者)

第6条 支給対象者は、第4条の災害により被災した日（以下「被災日」という。）において、前条の被害を受けた次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第4条の災害により被災した世帯（以下「被災世帯」という。）であって、被災日において被災建物に居住し、子どもを養育している世帯の世帯主又は当該世帯主から見舞金の申請及び受領の委任を受けた同一世帯の者
  - (2) 子どもが就学、療養等の事由により当該世帯と離れて生活し、住民票を異動している被災世帯で、被災日において子どもが当該世帯に養育されている事実を書類により確認できたものは当該世帯の世帯主又は当該世帯主から見舞金の申請及び受領の委任を受けた同一世帯の者
  - (3) 施設入所等児童が被災した場合には、当該児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設の設置者（以下「施設等受給資格者」という。）
  - (4) その他知事が特に必要と認めた者
- 2 前項の規定により支給対象者となる者が死亡等により申請することができないときは、被災日においてその者と同一世帯に属していた者は知事が定める方法により申請するものとする。また、世帯全員が死亡したときはこれを支給しない。
- 3 第1項第3号の場合において、同項第1号又は第2号の規定にかかわらず、当該施設入所等児童の親権者には見舞金を支給しないものとする。

(被害の認定)

第7条 第5条の被害の程度、被災日等の被害の認定は、市町村が発行する罹災証明によるものとする。

(世帯の認定)

第8条 住民票等により被災日において子どもが当該世帯に存すると認められる場合は、知事は、当該世帯を第6条第1項の規定により支給対象となる世帯と認定するものとする。

(見舞金の支給)

第9条 知事は、見舞金を予算の範囲内で支給する。

(見舞金の額)

第10条 見舞金の額は、子ども一人当たり2万円とし、当該世帯の子どもの数に応じて支給する。この場合において、次に掲げる者は、支給の算定において、当該世帯

の子どもの数に含めることはできないものとする。

- (1) 被災日において出生していない子ども
- (2) 見舞金の支給の申請時において生存していない子ども

(支給の制限)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 被害を受けた建物に正当な権原によらないで居住していたとき
- (2) 当該災害が被災者又は申請者の故意又は重大な過失によるものであるとき
- (3) 前二号に定めるもののほか、知事が支給することが不相当と認めたとき

(見舞金の申請期間)

第 12 条 見舞金の支給の申請期間は、被災日から 1 2 月を経過する日までとする。ただし、知事が別に定めるときは、この限りではない。

(見舞金の申請)

第 13 条 第 6 条に掲げる支給対象者（施設等受給資格者を除く。）が見舞金の支給を受けようとする場合には、子ども災害見舞金支給申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。この場合において、添付書類は複写も可とする。

- (1) 市町村の発行した罹災証明
- (2) 金融機関の振込口座の内容が分かる通帳の写し
- (3) 運転免許証など申請者本人であることが確認できる書類
- (4) 世帯全員の住民票
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 施設等受給資格者が見舞金の支給を受けようとする場合には、施設等受給資格者用子ども災害見舞金申請書（様式第 2 号）に前項第 1 号から第 3 号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。この場合において、添付書類は複写も可とする。

(見舞金の支給決定等)

第 14 条 知事は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、見舞金の支給決定を行うものとする。この場合において、見舞金の支給決定通知は、子ども災害見舞金支給申請書において指定された振込口座への支給をもって代えるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 2 月 2 1 日から施行し、平成 30 年 7 月豪雨以降に生じた災害（第 4 条の災害に該当するものに限る。）について適用する。